

独立行政法人改革等に関する分科会第1WG
第4回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○座長 それでは、時間になりましたので、「独立行政法人改革等に関する分科会第1WG第4回会合」を開催したいと思います。

皆様方には御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、外務省及び防衛省所管の法人についてのヒアリングを行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、お手元に配付していただいております資料の確認をさせていただきたいと思いません。よろしくお願ひします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料ですが、資料1としまして、外務省所管の国際協力機構、国際交流基金の2法人の資料、資料2としまして、防衛省所管の駐留軍等労働者労務管理機構の資料がございます。外務省、防衛省ともに、法人シート以外に補足説明資料で説明がございますので、提出資料が来ております。御確認をいただければと思います。

○座長 ありがとうございます。

落丁等はありませんね。何か補足があれば、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、各法人のヒアリングに入ります。

本日は、外務省所管の2法人、防衛省所管の1法人からヒアリングを行います。

まず最初に、外務省の所管法人からヒアリングを行いますので、所管府省法人の方入室していただきます。しばらくお待ちください。

(説明者入室)

○座長 本日は、御多用のところ、外務省、国際交流基金の皆様方においでいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、ヒアリングの進め方につきまして御説明したいと思います。

冒頭、5分以内で主務省から独立行政法人制度運用に関する意見について御説明いただいた上で、10分以内で両法人の組織のあり方に関する考え方についてそれぞれ御説明をお願いしたいと思います。その後、20分程度質疑応答を行うこととしたいと思います。

なお、説明の中で、法人シートの様式6の「2. 個別法人の組織等の在り方について」に記載されております内容を簡潔に説明してください。また、時間が限られておりますので、業務説明等は不要でございます。特に説明が必要な事項についてのみ重点的かつ簡潔に御説明いただき、説明時間は厳守していただきたいと思います。

まず、外務省から御説明をお願いしたいと思います。

○外務省 よろしくお願ひいたします。

まず最初に、外務省としての独法の制度運用について、両法人に関わる問題としてお話をさせていただきます。

外務省が所管をいたしております JICA は ODA 事業を担当しております。国際交流基金は国際文化交流事業を担当しております。いずれも、国際情勢が大きく変化をする中で、二

国間の関係でありますとか、相手国政府の予算、会計制度、政治、治安の状況、経済情勢など様々な条件の変化に迅速に対応して、事業計画、内容を修正し、そして日本国の外交政策を踏まえて柔軟かつ機動的な事業の実施が求められる機関でございます。この点、独立行政法人制度によりまして運営費交付金による弾力的な予算、業務執行が可能となったことは大変大きなメリットになっていると考えております。また、複数年度にわたる予算執行によって事業の予測性も向上いたしました。さらに、JICA、国際交流基金、双方ともに、これまでの行政改革、事業仕分け等での指摘事項を踏まえ、事業の効率的実施や業務運営の効率化等に向けた取り組みも着実に進めてきたところでございます。

以上、JICA、国際交流基金の独立行政法人化にはメリットがあったと認識しているところでございます。

一方で、独立行政法人はたくさんございますけれども、それぞれその目的、所掌する業務が多種多様でございます。制度を全独立行政法人に画一的に適用するということがあると必ずしも望ましくないと思われましては、外務省といたしましては、外交政策の実施機関としてのJICA、国際交流基金につきましては、その事務、事業の特性によりまして、JICAと基金が現行の独法制度の枠内で以下のようないろいろな課題を抱えていると考えております。そういう中で、それぞれの機関が最大限の機能を果たせるよう、ぜひ柔軟に制度を運用していただくことが望ましいと思っております。

課題でございます。

まず第1に、独法制度のもとでは、3年から5年ごとに区切って中期目標を設定し、実績を測定することになっておりますけれども、ODA事業及び国際文化交流事業につきましては、中期目標の期間中も国際情勢の変化等に対応して柔軟かつ機動的な事業の実施が求められているところでございます。従いまして、目標の設定及び実績の評価につきましても、そういったいろいろな変化に柔軟に対応することが必要となるということでございます。

第2点目でございますけれども、我が国の国益に即して強化すべき事業、取組というものが出てまいります。そういうことが出てきた時の対応も柔軟に運用することが必要だと思っております。JICAや国際交流基金は、本年8月に行われた外務省の評価委員会においても、経費の効率化と同時に、業務の質の確保について留意が必要であるという趣旨の指摘を受けております。効率化係数につきましても、物価水準や物価上昇率の高い国に在外事務所等を抱えている中で、管理経費が圧迫要因になっているという側面がございます。

この点につきましては、特に最近の急激な円安によりまして大変な影響を受けております。JICA、国際交流基金は、いずれも外貨による事業の実施が多い独立行政法人でございます。為替変動の影響を直接的に受けてございます。本年度と来年度、予算上の円・ドルのレートを比較いたしますと、今年度予算、平成25年度予算は1ドル82円で設定されておりますけれども、来年度、平成26年度予算はまだ概算要求の段階でございますが、1ドル96円で要求をつくっております。これは今後の円安等によって1ドル96円では済ま

ない可能性もあるわけですが、それだけで1ドルが17%ぐらい変動しているということで、ドル建てで同じ実力の予算を確保しようとする、自然と日本円で17%増の予算が必要になってくるという状況がございます。今、財政当局とも予算についていろいろ議論をさせていただいておりますけれども、大変厳しい圧迫要因になっているとございまして、ぜひこうした点についての特別な御配慮をお願いしたいと考えております。

最後でございます。JICAにつきましては、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略といった、今、日本政府全体で進めている政府の重要視策の中で、明確かつ具体的に JICA はこういうことをしろというような御指示をいただいております。また、国際交流基金につきましても、オリンピックとかそういうこともいろいろありまして、文化外交の重要性が近年ますます高まっていると思っておりますけれども、そうした両法人が担うべき責務を効率的かつ効果的に実施するために、必要な人的体制、資金的体制といったものを確保・強化することが必要になっているということもございまして、こういった点についてもぜひ柔軟な対応をお願いしたいということでございます。

以上でございますが、外務省としては、日本の国益増進という外交を進めておる中で、独法である JICA、国際交流基金の両者がしっかりと機能を果たし、成果を上げていくよう努めていきたいと考えてございまして、先生方の御理解、御支援を賜りたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

今度は、JICA の組織見直しの方について簡単にお話をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、JICA の業務の重要性、事業の効率性について御説明をさせていただきたいと思っております。

JICA は平成 20 年度に組織統合を行いまして、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の ODA の 3 スキーム全てを統合的に実施する機関として誕生いたしました。そして、今、ODA の戦略的、効果的、効率的実施に真摯に取り組んできているところでございます。安倍総理が議長を務めた TICAD（アフリカ開発会議）のフォローアップとか、最近、総理が国連総会での演説で重点的に述べられました保健分野の援助、さらには女性の地位向上という分野での支援といったような ODA の推進に当たって、その実施機関として日本外交の戦略的展開に極めて重要な役割を果たしておるところでございます。

世界の同様の機関と比較して数字を御紹介させていただきたいのですが、JICA は極めて効率的な事業をやっております。JICA の年間事業規模は約 170 億ドルに及ぶのですが、これを、今、1,800 人の職員で実施をしております。よく JICA は、世界銀行とかアジア開発銀行と比較されるのですが、世界銀行は JICA の 2 倍余りの 353 億ドルの事業を 5 倍以上の 1 万人の人数で実施をしているところでございます。アジア開発銀行は、JICA よりも少ない 136 億ドルの事業を 2 倍弱の約 3,000 人の人員で実施をしているということでございます。この点からも示されるとおり、JICA は非常に効率的に事業をやっているということだと思います。

逆に言うと、JICA の職員一人一人の任務、責任が極めて重いものになっているという面

もでございます。御案内のとおり、JICA の事業はほとんど生活環境の厳しい途上国、あるいはアフガニスタン、イラクといった治安の悪い危険なところで、文字どおり、まさに命がけで、日本の国益を背負って事業をしていただいているわけでございます。外務省としては、引き続き JICA の職員が誇りを持ってしっかり適切に任務を果たしていけるようぜひ支えていきたいと考えているところでございます。

これまでのいろいろな改善に向けた取組について一言御説明を差し上げたいと思います。

行政改革や事業仕分けでいろいろ指摘をされたことを受けまして、それを着実に取り組んできております。例えば国内機関の統廃合で大阪と兵庫の地方機関の統合とか、広尾にありました機関を閉鎖するといったようなことをやってきました。それから、区分所有の職員宿舍の売却も、2026 年まで 189 戸売却ということで、今、それに向けて着々とやっているところでございます。さらには、職員の給与水準、ラスパイレス指数の引下げについても着実に実施をしてきております。さらに、ボランティア事業の見直し、調達制度における競争性の向上といったことについても実施を行い、効率化・経費の削減に努めてきているところでございます。

さらに、海外事務所の機能的統合を進めることになってございます。それについても、別途資料を配っていると思うのですが、「4 法人の海外事務所の機能的な統合における進捗状況について」という紙にまとめさせていただいてございます。JICA、国際交流基金、JETRO、JNTO、4 法人中 3 法人以上が海外事務所を設置している 16 都市につきまして、それぞれの事務所の近接化といった取組を着実に進めるとともに、ワンストップサービスに係る業務連携強化に取り組んでございまして、JETRO や国際交流基金と日系企業の海外進出支援での連携も行っております。

さらに、内部統制、コンプライアンスにつきましても、総務省の研究会の提言を踏まえて、本年 7 月に基本方針として JICA における内部統制という紙を策定いたしました。これはホームページでも公表しておりますけれども、総務省の「政策評価・独立行政法人評価委員会」等からも他法人の参考となる事例だということで評価をいただいております。コンプライアンスにつきましても、コンプライアンス委員会を設置し、マニュアルの作成、全職員を対象とする定期的な研修の実施等に取り組んでございまして、平成 24 年度の業務実績評価においても評価を受けているところでございます。

以上でございます。JICA については引き続き事業の効率化を推進する所存でございますが、新しい業務もいろいろ増えてきております。先ほどの円安の影響等々いろいろ受けております。ぜひいろいろと御配慮いただけるようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○外務省 引き続きまして、国際交流基金の関係で御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、お手元にパワーポイントの資料を用意させていただきました。国際交流基金の中に入る前に、簡単に、1 ページ目の「文化外交の重要性」についてちょっと御説明させて

いただければと思います。

国際交流基金がまさにその一翼を担っております文化外交でございます。文化外交は我が国の重要な外交政策の柱の一つでございます。長期的な国益の増進を図るため外交上欠くことができない活動でございます。国際社会において日本への信頼、日本のプレゼンスを維持・向上する、我が国の外交力そのものを高める上での鍵とも言える重要な取組だと考えてございます。いわゆるソフトパワーと呼ばれているものの一つの構成要素だと思います。

文化と一言で申し上げますが、それはただ単に、最近流行りのポップカルチャーというものだけではなくて、日本の価値観だとか、日本人の持っている精神性だとか、そういったものも含めての日本というものを知ってもらうことが大事だと思っております。

特に近年では、東日本大震災を乗り越えて復興・成長を遂げつつある日本、そういう機運だとか、実は東南アジアにおいては日本語熱が非常に高まってきてございます。それから、先般も決定がございました2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催、それに応じて日本への関心が高まっていることもございまして、そういう中での文化外交を進める重要性が高まってきているということでございます。

主要各国も、実は文化交流の専門機関を通じてこの取組を強化してきてございます。そういった中で、我が国だけが国際的な地位の相対的な低下を避けなければいけないということだと思います。

他方、民間の商業ベースだけでは、経済的な部分での観点が出てございますので、安定的かつ継続的に展開することが困難だと考えてございます。したがって、そういう文化外交は非常に高い専門性が求められる。あとは、日本研究支援や日本語教育といったものは成果を得るまでに時間が必要になります。そういった形で、安定的、継続的に専門的な知識を持った機関がやっていくことが重要だと考えてございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、これまで基金が取り組んできてございます措置状況について簡単に御説明させていただきます。これまで、事務・事業の見直し、あるいは業務運営の効率化をやってきてございます。ここにまとめてございますが、政策実施機能の強化をすると同時に経費の効率化といったものに努めてきてございます。

例えば、本部の借料の管理費、あるいは人件費の大幅な削減を実現したり、自己収入化ということで日本語能力試験を国費を使わずにやるといったこと、あるいは他の機関との連携といったものも進めてきてございます。

それから、時間の関係もございまして、ページをおめくりいただきまして、3ページ目でございます。今後の対応といたしまして、独立行政法人改革に関しましては、今後の政府全体の方針の決定を踏まえて必要な取組を引き続き進めてまいり所存でございます。ただ、組織の見直しの検討に当たりましては、国際交流基金の政策実施機能の強化、経費効率化の両立、そういった先ほど申し上げたことが図られるのが肝要だと考えてございます。

今、文化外交の重要性が非常に高まってきております。そういう中で、効率的かつ効果的な事業の実施体制を確保できるように組織のあるべき姿といったものを検討していきたいと考えてございます。

24年1月の閣議決定は凍結されてございますが、これまでも、海外事務所の共用化・近接化の取組、あるいはワンストップサービスに係る業務の協力といった取組を進めてきてございます。今後も関係機関と連携をして、オールジャパンの取組によって事業効果の一層の向上に努めてまいりたいと思っております。

先ほど申し上げましたが、文化交流、人材育成、あるいはネットワークを形成するといった時間のかかる事業でございます。いわゆる種まきをして育てていく事業も数多くございます。そういう観点から申し上げますと、種まきから刈取りまで一貫して中長期的な視点で評価をして継続的に事業実施ができるような体制をつくっていききたいと考えてございますので、委員の皆様の御支援と御理解をいただければと思います。

ありがとうございました。

○座長 よろしいでしょうか。

それでは、すみません、委員、お願いいたします。

○委員 では、最初に私からお聞きいたします。

海外事務所の機能的な統合の進捗状況について、今、概要を御説明いただきましたけれども、資料1の別添を見ますと「3法人以上が海外事務所を設置している都市と対応方向」という資料があります。これを見ますと「検討」とか「調査を引き続き行う」という表現が多いのですが、これはこれで決まりなのですか。それとも検討した結果、行わないこともあり得るという意味なのですか。

○座長 いかがですか。

○外務省 「検討する」というのは、まさに現地の状況、すなわち、海外で日本のそういう機関が入れるビル、空きオフィスとか、そういうのをちゃんと探して、それで集約するということでございますので、決して、検討して最終的に入るとか入らないとかということではないということでございます。現地の場所の状況とか、そういうものを見ながら検討していくということでございます。

○委員 私も海外におりましたので、現地ですぐ統合ということにはなかなかならないと思います。いろいろ難しいこともあると思いますので。では、この方向で実現するという意味だと理解していいですね。

○座長 いかがですか。

○外務省 この16都市につきましては近接化を実現する方向で、みんなで協力しながら努力しているということでございます。

○委員 ありがとうございました。

○座長 ほかに。

委員。

○委員　そもそも論のことをお聞きしたいのです。

この JICA ですけれども、先ほど外務省の御説明で、2008 年（平成 20 年）に外務省、それから当時の JBIC から 3 つそろえられたという御説明があつて、ある意味では、3 つとも全て ODA の実施機関という位置づけになったということだと思ふのです。他方、ワールドバンクとか ADB との比較において、人数は少ないけれども、金額的にはしっかりやっていると御説明があつたのです。

ちょっとお伺いさせていただきたいのは、私も海外に出て JICA の職員の皆さんと仕事をすることが結構あるのです。私の経験で、JICA さんがやっていることは非常に重要だと思ふのですが、JICA さんがやられることというのはああいうことなのかと疑問に思ふこともいっぱいあります。確かに、人数が少ない中で仕事をしなければいけないから優先順位があるのですけれども、管理的な仕事が余りにも多過ぎるのではないかという素朴な疑問を持つわけです。実際に ODA の現場に行っているのは、専門家であつたり、協力隊の人であつたり、実は JICA の職員の方々には余り情報が入っていない。確かに、国際的な立場でやられることは、機関が絶対必要だと思ひますけれども、JICA さんのやられるべきことと JICA の職員の皆さんがやらなければいけない今の状況が違うのではないかと思へて仕方がないのです。

昔、緒方理事長になられたときに、現場へという議論がありました。私はあれはすごくいい方向だなと思つて期待していたのですが、実はそうになっていないのではないかと今思っています。

何が問題があるのか。この行革の中で人数を絞られて大変難しいという御説明はあるかと思ひますが、日本の ODA 外交は余りにも顔が見えなさ過ぎる。果たして日本政府、あるいは JICA の意思がどこまで通っているかすごく疑問に思ふことがある。結局、現場任せという言葉は悪いですけれども、結構専門家のところに情報が集まっていて、おっしゃっているほど外交に反映されていないのではないかと疑問を持つことが私は多々あります。

この認識が間違っていたらぜひ訂正していただきたいのですが、本当に ODA 外交でやらなければいけない仕事を JICA の職員の方ができるようになっていないのではないか。むしろ、しっかりやるべき方向の中で、JICA のやる仕事をもうちょっと根本的に見直すべきなのではないか。これは実は応援団的に申し上げたつもりです。そういうことで、管理的なところは非常に重要かもしれないけれども、日本の ODA 外交、あるいは外交戦略と言われるのだったら、JICA の日々の動き方が違うべきなのではないか。恐らく、JICA に入ってくる若い職員の方はそういうことを期待して入ってこられるのだと思ふのです。数十年たつと、そうではないという現実、多くとは言いませんけれども、ある程度の人気がつかれて、本当に JICA の中でハッピーに仕事をしていらっしゃるかということになると、多分そうではない人も結構いるのではないか。これはあくまでも私の印象です。

御説明のような仕事があつて JICA の今の姿でできているか、私は疑問に思っています。すみません。これはこちらの事務局と違う意見なのかもしれないですけれども、もうちょ

っとやるべきことがあるのかなど。

今後、JICA が強化されるという方向はあるべきだと思いますが、こういう人数で果たして ODA 外交ができるのかという問題も多分あると思うのです。ここは行革の場ですからそういうことを言う場ではないと思っていらっしゃるのかもしれませんが、外務省はどうお考えになっていらっしゃるのか、私はちょっとお聞きしたい。

1,800 人というのはどう考えても少ないのです。実際に JICA がやるべき仕事には 1,800 人よりもっと要るのではないかという気もするし、もうちょっと大きな絵を描いて、ODA 外交なり外交戦略に取りかかるべきなのではないか。他方で現実があって、この中でどのように JICA の職員の方と JICA に協力する専門家の方、いろいろな方がいらっしゃると思いますけれども、これをどのようにするかというのはもう少し根本的に変えないといけないのではないかという気がしてならないのですが、いかがでしょうか。

○外務省 厳しくも温かいお言葉、本当にありがとうございます。

恐らく、先生が今おっしゃった JICA のイメージというのは昔の JICA のことではないかと思うのです。JICA はもともと技術協力を中心にというか、それを担当する組織でございまして、技術協力につきましては、今もそうですけれども、多くの部分が日本の専門家に依存している。JICA の仕事は基本的にその専門家の人たちを海外に送り出して、その人たちをサポートするという管理的業務が多かったという時代があったのは事実だと思います。

他方、今や無償資金協力の業務を外務省から相当部分引き継ぎ、さらに、円借款の事業も引き継いだということで、JICA の性格も相当本格的な援助機関と変わってきております。若い人、特に課長とか部長、今、人間も大分様変わりしてきておりますけれども、大学院を出て、開発・経済の勉強を専門にして、国際協力を自らやりたいという高い志を持った非常に優秀な若い人達がどんどん入ってきてございまして、今、かなりの専門家集団に変わりつつあると私どもは見ております。

先ほど世銀とかアジア開発銀行との比較を単純に申し上げてしまいましたけれども、相変わらず今日においても、引き続き、独自の組織の中に農業の専門家、保健の専門家というのをたくさん抱えて援助するような仕組みではなくて、もちろん内部にもそういう専門家もおりますけれども、基本的にはいろいろな省庁、さらにいろいろな学者・学会といったところのリソースとも連携しながら支援するという形をとっておりますので、どうしてもその部分、管理的な業務というのは今後とも引き続き重要な業務になっていくと思います。

今日におきましては、特に在外において大使館と JICA の事務所が、さらに JETRO とか国際交流基金とか、そういう関係の機関も交えてですけれども、現地の ODA タスクフォースといったような形で、オールジャパンでその国を支援するような仕組みを作っております。日々、この国に対してどういうアプローチで支援をするのがいいのかというのを大使館も交えて議論しながら援助の提案を考え、また実際の実施を行うようになってきてございまして、その中で JICA は非常に重要な役割を果たすようになってきております。

在外シフトをもっと進めるべきではないかということ、なぜできていないのかということにつきましては、我々もそれを緒方理事長の時代に緒方理事長のイニシアチブで大分進めてまいりまして、一定の進展はあったのですけれども、日本国内の人間を在外に多数移しますと、国内の職員に比べて海外での勤務の場合、手当、住居費、さまざまな補填でどうしても人件費が非常に大きく膨らんでしまうという問題があって、全体の予算の中でなかなかそれができないという面もございます。

いずれにしても、今、JICA は国内も人が足りないですし、在外においてももっと足りないという状況の中で非常に厳しい仕事をさせていただいているということでございます。

○座長 どうぞ。

○委員 そういうことをされているということで、今、外務省がおっしゃったことは、私が思っていることと方向性は同じだと理解いたしました。ぜひそういう方向でやっていただきたいと思うのです。

他方で、そうは言いつつ、例えば専門家が不正で金を流用してしまったというようなことが事実としてあるわけですね。これが結構報道されたりした。そういうことになると、管理をもっと強化しなければいけないのではないかとどうしてもなってしまうと、結局、そういう対応に追われてしまうような傾向がある。ですから、人数のシフトという問題もあると同時に、先ほど内部統制の話をやって、総務省の政独委がいい事例だと御紹介されたということなのですから、そういう方向でコンプライアンス体制ということ、海外も含めて、今後どのように取り組んでいかれるかということ、具体的に御説明いただけますでしょうか。

○外務省 詳しくは JICA から説明していただきますが、基本的には、まさに円借款業務等、大変大きな資金を預かる業務も入っていますので、金融庁などからも検査が入って、コンプライアンスをきちんとしろという御指導もいただいているわけでございます。そういう中で、先ほどちょっと申し上げたとおり、さまざまな方針をきちんと立ててコンプライアンス体制の強化を行ってきております。コンプライアンスについては、内部の委員会を立ち上げたり、徹底したリスクの管理等をやってございます。

フィリピンだと思うのですけれども、専門家による不正事案について御指摘がございました。これにつきましても、直ちに問題の所在等について分析するために外部の専門家等にも入っていただいて再発防止策の検討等を行っております。ただ、この事案については、本当に個別の詐欺行為、犯罪行為の非常に悪質な事例であったと我々としては認識しております。もちろん、今後再発がないようにさらに体系的な改善をやっていきたいと考えておりますけれども、そこは個別の事例であったと考えております。

私の説明ではちょっと不十分だと思いますので、JICA から補足させていただきます。

○国際協力機構 JICA でございます。お時間がもったいないのでできるだけ短く申します。

委員から、人数が少ない中で頑張っていて、結果としてフィリピンみたいな事例が出ているのではないかと御指摘だと思います。人数の件については、既に外務省より御説明

があったとおりでございます。私どもも正に少ないと思っていて、国際競争力を増すという意味では、優秀な人材の確保と在外におけるプレゼンスは絶対必要だと思っております。独法の分から申し上げますと、今いただいている数で何をするかということで、人数のシフトだけではできない予算的制約がある部分については、現地の専門家とのネットワーク、あるいはナショナルスタッフ、現地のローカルスタッフのことを言うのですが、彼らとの連携等をもってトータルとしてできるだけのことをやっていきたいと思っております。

また、このような中で、JICA 諸君の士気がどうかというのは、手前のアンケートなので外に挙証はできませんが、7～8割がかなり高い満足度を示しているというアンケートも人事当局よりっておりますし、その数はさらに高めていきたいと考えております。

政策の実現については、私どもが申すことではございませんが、アフリカ開発会議（TICAD）における成果、また MDGs における今後について、日本の施策であるところの二元の安全保障等の方向性を国際社会で盛り入れられたのも、政策のもとで JICA が汗をかかせていただいた結果と認識しております。

戻りまして、フィリピンのケースでございます。確かに、非常に残念な事件でございます。これは約 1,400 万円に上る横領で、私ども、非常にショックを受けました。直ちに究明するために外部から元会計検査院の方とかも入っていただきまして、第三者的な色彩の強い委員会をつくって究明に努めました。結論といたしましては、現在の JICA の会計メカニズムはおかしいということはないということは明確にいただきました。しかしながら、おかしくないのだけれども、おかしくなったのだから、どこか修正する部分があるということで、まず、詳しいところは、非違行為をした場合、強烈にどういうことになるかということ契約の中にもう少し入れていく。

それから、えらい細かい話で恐縮ですが、証拠書類につきましても、その会計役だけが銀行からもらっているものを同時に本部も取り寄せるといった方法をとるとともに、プラス、現在機能しているメカニズムがうまくいかなかった理由の一つには、ごく簡単に、いろいろやっていることの情報教育ができていなかったということがありますので、現地におけるプロジェクトの中で情報教育をしっかりやっていくことにしました。

結果といたしまして、その損害金額につきましては、明確にはっきりと判明したもの、並びに不透明であったもの、全額の返却をいたしました。通常、民事で返却が終わりましたらそれで話が終わりますが、これは私どもへの信用失墜につながることでありますので、起訴いたしまして、彼は執行猶予つきではございますが、既に実刑の判決をされております。

以上、付加的に御説明させていただきました。

○座長 委員。

○委員 JICA の件でちょっとお伺いしたいのです。

もともと発展途上国の関係でやられているということで、私も素人で余りよくわからないのですけれども、しばしば聞くのは、日本政府の ODA は金額が大きい割にはプレゼンス

が余り高くない。むしろ、ほかの大して大きくない金額を出しているヨーロッパの先進国のプレゼンスのほうが高かったりすることがしばしばある。多分、特別な例だと思いますけれども、そういうことが言われていることもあります。

ちょっとお伺いしたいのですが、国際情勢が大きく変動する中で独法制度になじまない部分があるという御指摘はそのとおりなのですが、従来、発展途上国と言われているようなところ、主として東南アジアの各国というのは、急速に個人所得がふえてきていて、発展途上国というような尺度で一律には図れない多様な発展をしているわけです。そういう中で、ざっとその事務所を見させていただくと、平均的に配置されていて、しかも事務所の統合というのが、そういう中でさまざまな情報を集めて、JETRO だとか、そういうほかの部分の情報も含めて、機能的な対応ができるような全体的にダイナミックな対応がとれる形に戦略的にやるべきだと思うのです。今のお答えだと、事務所が何か言われたから統合しますみたいな感じに聞こえるのですけれども、そういう意識はないのですか。

○外務省 何点か御指摘いただきました。

まず最初に、日本の援助のプレゼンスにつきましては、もちろん、アフリカだとか、日本が余り得意でない国、地域における日本の存在感とか。アジアなどは、日本の存在感は援助の面では特に圧倒的にあると思いますけれども、国によっても状況はさまざまだろうと思います。我々もいろいろなところから、きちっと援助していることが伝わるように宣伝しろということをおかれまして、日本が支援した物品には日の丸つけたり、いろいろなことを工夫しているのですけれども、全ての机とかに日の丸が張ってあることに、一部、先生方からは、これは、日本の謙虚さとか、つつましやかさとか、そういうのが出ていなくて余りにもやり過ぎではないかとお叱りを受けたりしたこともございますが、ことほどさように、一生懸命プレゼンスを出すように努力をしているということでございます。

確かに、ほとんどお金を出していないけれども、例えば北欧の国で国内で少数民族の内戦があったときに、その間に入って和平の仲介をするとか、そういう一種独特な専門性の高い支援をやっているところもございまして、時々そういうのが目立っているケースはあるかとは思いますが、日本はそれはそれでかなり一生懸命やっていると思います。

それから、振興国の発展とか、いろいろな情勢の変化に伴って、事務所の配置等についてもございましたが、最近であれば、中国に対する援助などはものすごい急ブレーキで減っておりまして、ほとんどゼロのような段階になっております。ただし、円借款というのがございまして、円借款は、何千億とか何百億とか貸し出しをした場合に、10年間、20年間の据え置き期間があって、その後40年で返済するとか、そういうことでプロジェクトが完全に終わるまでに非常に長期の時間がかかるものですから、中国の事務所も、新しい対中援助というのはほとんどないのですけれども、昔、10年前、20年前に出した円借款の債権の管理とか、その返済を毎年きちっと確保していくとか、いろいろな業務が残っていることから、いきなり全部出てしまうとか、閉めてしまうということができないという状況がございまして。

にもかかわらず、北京の事務所につきましても、相当な形で現地職員の削減だとか、日本人職員の削減だとか、そういうこともやっていますし、最近では、ミャンマーとかが民主化改革を進めるということで、世界各国が支援競争みたいなところもあるわけです。我が国も今、ミャンマーに対する支援を急速に増やしております、それに合わせてミャンマー事務所の職員なども急に増やしているということがございます。

そういう中で、我々としては、我々の援助が増えたり、減ったり、いろいろなことに柔軟に対応するように、事務所についても人を増やしたり減らしたりというようなことを弾力的にやっているわけでございますけれども、他方で、いきなりばさばさと現地の職員の首を切るのは現地の法律上できなかつたり、いろいろな問題もあって、徐々に段階的というようなことしかできていないという面がございます。

最後に、ほかの機関との機能的統合によって、事務所を戦略的にもっと統廃合してやればいいではないかということにつきましては、もちろん、いろいろな御議論があるのですが、それぞれの機関が本部のほうで統合して、本当に一体となってやるのでないと、それぞれの機関はそれぞれのルールと予算とガバナンスの中で任務を持ってやっていますので。

JICA につきましては、日本と相手国政府との国際約束に基づいて、ほかの機関とは一種独特の免税特権とか、外国で活動するに当たっての特権免除の関係でもやや特殊な地位を与えられていたりするものですから、そういう仕事を別な機関と一緒にくたになって、ごちゃごちゃになってやるということはちょっとできない面がございます。

○委員 いやいや。そういう意味では、一緒になってやれと言っているわけではなくて、むしろ戦略的に事務所を統合することによって、情報を総合的にうまく利用できるような形にして、例えばラオスでしたか、不確かな話ですけども、立派なダムをつくって電力を発電しているのだけれども、自分のところでは使い切れないで周りに売っている。一方で、小水力の発電。あの辺だと大きな落差のないところで、それぞれローカルなところで小規模な発電設備を提供しているところはそれぞれの地域でものすごく感謝をされていて、それで非常にプレゼンスが高くなっているというようなこともありますので、現地の情報を多面的に収集しながら、それを本部に集めて戦略的な手を打っていくというような観点で、逆に言うと、JICA サイドというか、外務省サイドでほかのところもうまく利用する。お互いに利用し、利用されるということを含めて戦略的な統合を考えていただければと、そういう意味です。

○外務省 ありがとうございます。

先ほどもちょっと申し上げたとおり、大使館を中心にいろいろな機関を集めてタスクフォースをつくって、まさに情報の共有とかいろいろ進めているところでございますけれども、可能なところでさらに何ができるか考えていきたいと思っております。

○委員 JICA さんに対する質問です。

今のお話でも思うのですけれども、JICA の皆さんの機動的な動き方から考えた場合に、

審議官の御説明は、今の独立行政法人通則法の中でメリットを享受していて、なおかつ、今後も独立行政法人の制度が見直されるとしても、ある程度、独立行政法人の中でやっていくということに対して何ら疑問を感じていらっしやらないように受けとめたのですが、本当にやるべき外交とか ODA と考えた場合に、外務省との関係が微妙になってくるように私は思うのです。

一時、国際援助庁みたいな話があって、私などが見ると、また余分なことを言うかもしれませんが、JICA のあるべき姿というのはもっとストレートに外交に反映されるべきではないのか。逆に言うと、単なる政策の実施機関としての位置づけでいいのですかという疑問が私はどうしてもあるのです。外務省から見れば、それはツールとしてお使いになるかもしれないけれども、本当にやるべき ODA というのは外交政策とどうなのかというと、若干微妙なところもあるのかなと思うのです。そういう話は今全然ないように思えるのですけれども、皆さん、それでよろしいのですか。外務省の決めた政策に従って ODA は実施する。実施機関として JICA がある。

でも、いろいろな案件発掘にしても、現場に下りているところから案件が結構上がってくるわけですね。諸外国、いわゆる発展途上国とのいろいろなディスカッションも、実は外務省の人がやっているのではなくて、専門家がやったり、JICA の人がやっているわけですね。そういう面から考えると、実施機関としての位置づけなどは本当にいいのかなというのは、私は個人的な意見としてずっと持っていて、それが皆さんのほうから全然上がってこない。今は、明らかに通則法、独法です、決められた政策の実施機関ですと。それで優秀な人が入っていると先ほど御説明がありましたけれども、日本の ODA の姿というのは果たしてそれでいいのかなと私は思うのです。そんなものはいいのですと言われればそれまでですけれども、私はそういう疑問を持ちます。ODA の現場というか、ODA のところから本当にあるべきものを吸い上げていくような仕組みが必要で、それは今の通則法の枠内で本当にできているのですかという疑問は外国に出ていると思います。頭の体操でも思うところがあるし、現場においても思うところがあるので、本当にこの通則法の枠組み中で今後ずっとやっていきますというように先ほど聞こえたのですけれども、それでいいのか。むしろ、これは JICA の理事の方にお伺いしたほうがいいのかもかもしれません。答えはなしでも結構です。私はそのように思っています。

○外務省 ありがとうございます。JICA からもお答えさせます。

実際、おっしゃるとおり、政策の立案、外務省を初めとする関係省庁で ODA 政策を決めているわけですし、実際の案件の最終的な資金の供与とかそういうことも政府で決めているのですけれども、もちろん、決める前提、プロセスにおいては、JICA からいろいろな提案もごさいますし、JICA との議論も積み重ねますし、また、相手国との議論も、外務省、大使館だけではなくて JICA もいろいろやって、それを集約して政府のほうに上げてもらって、それを政府内で議論して決める。決めた後、それをまた JICA に下して JICA の方でそれを実施するということになっていますので、政府の方の政策決定、そして JICA の方の実

施機関という大きな役割分担はございますけれども、現実には政府、JICA が一体となって、日ごろから議論をしながら政策も決めているし、実施も行っている。

○委員 こういうふうにしろと言っているわけではなくて、今、独法の議論をやっているわけですね。これはいい例で言うわけではないのですけれども、研究開発をやっているところは研究開発をどうしようかと一生懸命議論をしているわけです。同じように、ODA をどうするという議論があっても私はいいと思う。でも、今、それは余り聞こえてこない。昔はあったような気がします。それでいいのですか。それだけ ODA の役割というのは重要だと私は思うし、その中に外務省、JICA さんがいるからそれは重要だと思うのですけれども、今の姿のままの延長線上でそういう金額もある程度制約があって、人数の制約もある中で、もっと機動的に動けるような形にしないと、臨機応変に為替、どうのとおっしゃいますけれども、そんな問題ではなくて、本来、今ある姿の中で外務省、JICA、いろいろな関係機関がある中で、本当にこんな体制で ODA が前に進んでいくのかどうかというのはもう少し議論されてもいいのではないかと私などは思うのですけれども、そういう声が聞こえてこないで、これは解決済みなのかなと思ったりはしていたのですが、そういうことです。

答えは、今くださいと言っているわけではないです。

○外務省 ありがとうございます。大変難しい問題提起だと思っております。

外務省としては、まさに外交をきちんと推進していく上で、JICA にはしっかり機能してもらいたいと思っていますし、そのために必要なよりよい制度があるのであれば、そういうオプションはあるのかもしれませんが、ただ、外務省が思い描いて、こうだったらいいなというのがすぐ実現するかというと、決してそんな簡単なことではないと思います。そういう中で、今日ある独法制度を今我々は極力尊重し、それを踏まえながら議論していきたいと思っておりますけれども、今の問題提起は重要なので、我々も受けとめさせていただいて、また考えさせていただければと思います。

○座長 では、個別の質問を。

○委員 あと、国際交流基金について御説明したいのですけれども、JNTO さんとの連携という話があって、これは一時決められて、その後凍結されたように聞いていますが、本部をどうするかということ。今、共用化ということを進めていらっしゃるのですか、それとも途中でとまっているのですかということと、今後どうされようとされるのでしょうか。

○外務省 ありがとうございます。

今、委員がおっしゃったように、閣議決定で本部の共用化を含むということで、それを受けて国土交通省と協議をいたしました。昨年 12 月に現在の基金の本部のビルに JNTO が移転するというところで取り進めるといってしまいましたが、今年 1 月には、もとの閣議決定が凍結されたということになってございますので、今、具体的に進んでいるということはありません。ただ、先般から進められています正に独立行政法人改革の検討の動向を踏まえて、政府全体の方針に決定されたものに対応して、引き続き必要な取組を進めていき

たいと考えてございます。

○委員 今のお話は、方針が、それに従う、改めてという内容が前回の閣議決定に沿ったような内容であれば、もう一度 JNTO と協議して、将来の本部共用化を実現するように目標を定めて動かれるということですか。

○外務省 先ほど申し上げたように、政府全体としての方針が決まりましたら、正にそれに応じて検討、取組を進めていきたいと考えてございます。

○委員 それは、全体の閣議決定に従うということをおっしゃっているわけで、国際交流基金、あるいは外務省として何らかの意見があるわけではないということですか。

○外務省 もちろん、閣議決定があったものを受けて、正に本部機能を統合するといったこと、あるいは事務所を一つのところに集めるということで検討してきたわけです。その大もとの閣議決定の部分というのが今凍結をされているということでございますので、その大きな方針が政府として決まったところでもう一度検討させていただくということでございます。

○事務局 閣議決定されたらそれに従ってもらおうというのは、役所として当たり前ではないですか。今の質問は、こういう閣議決定をもう一回復活することについて外務省としての御意見はいかがですかというものです。端的にお答えいただきたいのですけれども、本部の共用化についての御見解はいかがですか。

あともう一つは、将来の統合も視野に置きというふうにされているのですけれども、それについてのお考えはいかがですか。

以上です。

○外務省 事務所の1カ所での統一については、それぞれの法人の業務の効率性、それから、その業務の目的がしかるべく達成されるのかどうかという観点からの検討になろうかと思えます。ですので、もともとの法人がそれぞれの目的が違いますので、必要な業務に応じて連携はこれまでも進めてきてございますし、そういったことは引き続き進めていきたいと考えてございます。

○座長 本体の統合は考えているのですか。それも含めて。省庁間の横断的な本体の統合もあるわけですね。

○外務省 本体の統合とおっしゃるのは法人自体の統合ということだと思いますけれども、法人自体の統合ということにつきましては、先ほど申し上げたように、それぞれ目的としているものが違います。統合することによって果たしてそれが本当により効果的、効率的な事業の実施につながるのかという観点での検討が必要だと思います。我々は、現時点においては、国際交流基金は文化交流、知的交流、あるいは日本語の推進ということを担当する専門性を持った独立行政法人として独立してやっていくほうが効果的、効率的だろうとは考えてございます。

○座長 事務局から何かありますか。

○事務局 今の件ですけれども、法人の統合問題につきましては、去年の取りまとめで、

国土交通省、外務省で合意された形で統合も視野に置いて引き続き検討を行うと整理されたわけです。それは省として意思決定されたわけです。多分、必要性があつてそういう意思決定がされたはずなのです。今のお答えだと、それを白紙に戻すというふうにもとられかねないような御回答なのです。だとしたら、行革として非常に心外なのですけれども、趣旨は生きているという理解でよろしいのですね。

○外務省 別に反故にするということではなくて、先ほど申し上げましたように、閣議決定が今凍結をされているということで、大元の決定がどうなるのか、政府の方針がどうなるのかということです。もちろん、もともとは統合ということを前提に作業を進めてきたわけです。先ほど私は、法人の姿というものを考えれば、それぞれの与えられている役割があるであろうということで申し上げたのですが、もちろん、統合することによってより効果的になるのだということであれば、そういったものも視野に入れつつ、引き続き検討はしていきたいと思っております。

○座長 おっしゃっていることがよくわかっているようでわかっていないので、もう少し明確にお答えいただきたいと思うのです。したくないならしたくない、あるいは、当時は考えていたのだけれども、今は違うとか、根拠はこうだとか、明確にしておいてもらわないとよくわからないのです。とにかく、当時、少なくともそれも効果的だ、効率的だというお考えだったことは事実ですね。だから、閣議決定までいったのだと思うのです。そこが曖昧なことになっていると、何も考えていないのではないか、何の検討もしていないのではないかということになりますので、これはしっかり検討してもらいたい。もっとよく検討した上で、ここのところを具体的に言ってもらわないと、何となく目的がこうだから難しいとか言われても、はい、そうですかというわけにいかない。もう少し具体的に詰めた上で、どことどことどこが問題なので、これは統合したほうがいいのか、しないほうがよりこうだとか言っていたかかないと、我々も判断つきかねるのです。

従って、現状では少なくともちゃんと検討してください。よく検討した上で具体的な問題点を指摘していただきたい。

あと、文化交流は非常に大事だと思います。これからますます大事なので、私は本当にそのとおりだと思います。ただ、こちらに書いていただいているように、民間商業ベースではなかなか難しいということですが、これから商業ベースだとか文化ベースだというのはなかなか分けられなくなっているのではないかという気がするのです。例えば食文化とか。今度は日本食が世界遺産に登録される可能性が高くなっているのでしょうか。それは商業なのか文化なのか。きっと両方なのでしょうね。日本酒だとか、いろいろなものが出てくるわけです。あるいは人間国宝だとかも文化ですね。そのようなものも海外と交流していかなければいけない。世界に人間国宝があるのかどうかよくわかりませんが、それみたいなものはあるはずですね。

そのようなところを含めて、もう少し広い意味で交流を進めていただくためには、ほかの省庁とも連携していかないといけないだろう。観光も大事ですが、観光だけではなくて。

そのようなことも頭の中に入れて上で統合したほうがいいのかどうか、より効率的なのかどうか。文化だけをストレートにということだと、文科省の中に文化庁もあるわけです。そこはどうかとか。そこら辺をもうちょっと幅広く考えていただきたい。ただ、文化というのはものすごく大事だというのは極めてよくわかりますので、その日本の素晴らしい文化をどうやって訴えるか。多分、文化だけを訴えてもしょうがない。商売だけ訴えてもしょうがない。あわせて日本の良さを訴えていただかなければいけないのではないかと思います。そういう思想の中でぜひ統合のことも考えていただきたいと思います。

○外務省 ありがとうございます。

先ほど来申し上げておりますように、もちろん、オールジャパンとして日本を海外に売っていく、あるいは文化交流ということであれば日本の良さを知ってもらう、あるいは日本に海外の文化を紹介して海外のことをよくわかってもらう、そういったことだと思います。実際、具体的には、海外で事業をやる时候にも国際交流基金の事業だけではなくて、JETROの事業もございます。あるいはJNTOの事業もございます。そういったものが協力をしながらオールジャパンで取り組んでいく、日本の魅力を発信していくということをやらせていただいております。

そういった中で、先ほどJNTOとの統合というお話がございました。繰り返しになりますけれども、どういう組織でどういう形態でやるのが一番いいのかということについて、いま一度検討していきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○座長 ありがとうございます。

時間が大幅に超過して申しわけないです。事務局からはよろしいですか。

ありがとうございました。

これで、国際協力機構及び国際交流基金のヒアリングを終わりたいと思います。外務省両法人の皆様方におかれましては、御対応いただきまして大変ありがとうございました。

なお、必要に応じて追加的にヒアリングを行いますことや追加の資料提出をお願いすることもありますので、御承知おきいただきたいと思います。どうもありがとうございました。御退室ください。

(説明者退室)

○座長 続きまして、駐留軍等労働者労務管理機構からヒアリングを行います。

(説明者入室)

○座長 本日は、御多用のところ、防衛省、駐留軍等労働者労務管理機構の御担当の皆様方においでいただきまして、まことにありがとうございます。

まず最初に、私からヒアリングの進め方について御説明したいと思います。

冒頭、5分以内で主務省から独立行政法人制度運用に関する意見、法人の組織のあり方に関する考え方について御説明をお願いしたいと思います。その後、30分程度質疑を行います。なお、説明の中で、法人シートの様式6の「2. 個別法人の組織等の在り方について」に記載されました内容を簡潔に説明していただきたいと思います。また、時間が限ら

れておりますので、業務説明等は不要でございます。特に説明が必要な事項についてのみ重点的かつ簡潔に御説明いただきまして、説明時間は厳守していただきたいと思っております。

それでは、防衛省から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○防衛省 防衛省でございます。よろしく願いいたします。

それでは、今お話しいただきましたとおり、私から全般御説明させていただきます。

まず、独立行政法人制度運用に関する意見でございますが、これについては防衛省としては意見なしということでございます。それから、法人の組織のあり方に関する考え方等が様式6の2. に書いてございますが、お手元に横長の補足資料を御準備させていただきました。これに基づいて簡潔に御説明させていただきます。

まず、御承知かと思いますが、私どもの法人は駐留軍等労働者労務管理機構でございます。「1. 概要」のところですが、駐留軍の労働者は在日米軍の活動を支えるものとして不可欠だと認識をしております。労働者数は現在約2万6,000人おります。在日米軍への必要な労働力の提供を日米地位協定に基づいて我が国は義務として行っております。したがって、国が労働者の雇用者で、米軍がその労働者の使用者。雇用者と使用者が分かれるというちょっと特殊な形態。これを担う組織になってございます。

この労働者の労務管理事務につきましては、駐留米軍が戦後現れたわけですが、昭和22年から。実は経緯を申しますと、当初は機関委任事務という形で都道府県がやっておりました。これがずっと続いていたのですが、平成10年になりまして、地方分権推進計画が進んでいく中で再整理がなされて、国の直接執行事務と整理されたわけでございます。これによって一旦、4ポツ目の括弧のところ小さい字で書いてありますが、平成12～13年度は法定受託事務として相変わらず都道府県がやっておったわけでございます。これと並行しまして独立行政法人の制度ができたものですから、これと合わせる形で平成14年からこの駐留軍等労働者労務管理機構というものが労務管理事務の実施を担っているというような経緯になってございます。

今申しましたとおり、まとめますと、条約上の義務履行という性格を持っていますので、この機構の役職員には国家公務員の身分を付与してございます。これによりまして国、あるいは在日米軍との密接な連携を図って、安定的かつ確実に労務の提供の事務をやっている。これが全般概要でございます。

今回、ヒアリングの趣旨の一つであります事業の合理化・効率化について御説明いたします。これも、発足以来、かなり成果を出してきていると私どもは考えてございます。「主な成果」とそこに書きましたが、定員につきましては、実は機関委任事務の時代、機構設立以前におきましてはおおむね450人程度でこの事務をやっていました。また、機構が設立した時点でこれがおおよそ50人減って408人。こういうことで出発したわけですが、現在は302人というところまで落としてきております。したがって、150人、あるいは100人程度減量している。

それから、組織の統合等につきましても、さまざま御指摘をいただく中で、御指摘を受

けたところはほぼ達成してきていると思っています。書きましたとおり、呉支部を岩国支部に統合、那覇支部とコザ支部の統合、富士支部と座間支部を統合、あるいは横浜・沖縄の分室を廃止。こういった組織改革を重ねております。

また、お金の面で申しますと、この独法は国からの運営費交付金で 100%収入を得ているわけですが、この額が、平成 14 年度発足時、約 49 億円ありましたものが 25 年度では約 31 億円ということで、17 億円、約 35%減らしてきているということでございます。

一方で、労働者の人数は 2 万 6,000 人で推移していますので、効率化、合理化も限界があるというのが私どもの認識でございます。

めくっていただきまして「今後の課題」のところですか。ここに書いてありますのは、安定的にサービスをやっていかなければいけないわけですが、駐留軍の人たちの細かいサービスをやるということ。同時に、2 万 6,000 人は安保強化、同盟強化という観点が大きゅうございますので、いい人をきちんと採っていくということに重点的に取り組みたいと思っております。サービスによる勤労意欲の向上、いい人材の確保というところに今後力を入れていきたいと思っているわけでございます。

最後、まとめでございます。繰り返しになりますけれども、義務の履行ということで、安定的・確実な実施を目指す。それから、国家公務員の身分を課すことで、特に秘密保持のところなどは非常に大事だと思っております。米軍も望んでいるところでございます。

結論といたしまして、国家公務員の身分を付与いたしまして単年度管理を行う法人として引き続き国・在日米軍と密接に連携しつつ、この機構に労務管理業務をやらせたいと思っております。あわせて、労務管理業務の高度化を図っていく。その一方で、効率化・合理化を追求していきたいと考えている次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員 駐留軍の労働者の労務管理をやっておられるということですが、仕事の性質上、業務が年間を通じてずっと恒常的にあるというよりは、月単位、または年単位で見ると忙しいとき、暇なとき、かなり繁閑があるのではないかと思います。暇なときがあるかどうかは知りませんが、そういうものであるならば、組織論から言うと、それぞれの業務について課を設置してやるというよりは、例えば、全ての業務を担当するマルチタスク方式にしたほうが効率的にやれるのではないかと思います。それが 1 点。

あと、体制を見ても、直轄でやっておられた頃と比べると多いのではないかと思います。理事長さんが 1 人というのはわかりますが、例えば理事が 2 人おられる。監事も常勤 1 人・非常勤 1 人。部長が 4 人おられるということですか。これだけいるのかという感じもしますけれども、その辺の御検討はされておられるのかどうかというのを最初にお聞きしたい。

○防衛省 お答えいたします。

まず1点目の季節によって仕事の繁閑があるのではないかとということですが、実はこの機構でやっておりますことは、幾つか仕事があるのですけれども、まず、基本的に給与の支払いの計算というものがございまして、2万6,000人いますから、毎月給料を払っていきますので、この事務というのは年間ならした形で発生しているわけでございます。

一方で、例えば雇用です。実は年間3,000人ぐらい新規採用します。これは全部4月というわけではなくて、空きができたなら採っていくというところがありますから、これも年間かなり散らばって採っていく形になります。そういう意味では、私どもは季節によって業務の繁忙の度合いが違うとはそれほど思っていないというのが実情でございます。

2点目の体制の問題、特に本部について御指摘がありました。ここはさまざまな見方があると思えますし、私どももこの中期目標期間中にゼロベースできちんと組織を見直していくべしということも申しつかっておりますので、さまざま検討してございます。現行の体制というのが、トップは理事長、そして理事2人、監事2人でございますが、業務を分け持つという意味では最低でも2名というのは必要なのではないかと、それから、監事の方は、監査をチェックするという観点で複数いたほうがいいということも御指示いただいていると認識しております。そういう意味では、ある意味、最低限の体制になっているのかなと思っております。

部の作り方も、さまざま議論はあると思えますし、私ども検討してまいりたいと思えますが、先ほど申しましたように、日米同盟を強化していくという昨今の流れ、観点からすると、この労働者の質を高めていく、あるいはサービスの質を向上させてインセンティブを出していく、非常に大事なことだと考えていまして、そのあたりに取り組んでいくのにどういう組織にしたらいいか、そのことを考えつつ、合理化の観点をどうやって入れていくか、今、そういうことで検討している最中であるということをお理解いただければと思います。

○委員 そんなに繁閑はないという御説明でしたけれども、我々、それに反論する資料がないものですから、違うのではないかとはいえないのですが、各業務ごとの仕事量を示すような資料というのがありますか。提出していただけますか。

○防衛省 わかりました。

仕事の中身は、ごく簡単に申し上げますと、この横長の資料の4ページ目をごらんいただけますか。この下のほうに「駐留軍等労働者労務管理機構法」という法律がございまして、その第10条「業務の範囲」で法令上の仕事が列挙されてはいますが、これをご覧いただくと、一で労働者の雇い入れ、提供、労務管理、二で給与の支給、三で福利厚生の実施、これが大きな柱になってございます。今、御質問がございましたので、これらについてどういう業務のイメージになるかというのをまた資料を作成して御提出申し上げたいと思えます。

○座長 では、委員。

○委員 それぞれずっと合理化を進めてこられてきていて非常によくやってこられている

と思いますけれども、実際には国が雇い入れて、使用者は米軍である、日常的には米軍の基地内で働いていて、それを基本的には米軍が監督するという格好になっているわけです。そういうケースのときに、各基地ごとに支部が必要だという特別な理由があるのですか。つまり、今のようなことであれば、いわば人事・労務管理をやる部隊を1カ所に集めたほうがずっと合理化ができる。見ますと、それぞれのところだと非常に少ない人数でやっている部分があるわけです。そうだと、かなり無理もあるような気がする。ということは、可能なのですかということです。

○防衛省 お答えいたします。

恐らく、仕事の内容をイメージしていただくのがなかなか難しいと思うのですが、実は基地ごとの給与計算というのは各支部が全部やります。というのは、給与を払うときには、使用者が米軍なので、そこで今月どれくらい働いたという勤務時間を地元のほうで受けて、それに見合った給料を払っていくという仕組みをとります。しかし、それが本当にそうなのか、あるいはトラブルが起こったときに現場で調整することになるのです。それが1つ。

それから、福利厚生の方では、これは恐らく御想像がおつきになると思うのですが、基地ごとに条件も違いますし、支部で、実は防衛省の出先である防衛事務所とも連携をとりながら業務を処理していくという実態がございます。私は本省にいまして、特に駐留軍の労働組合といろいろ交渉をいたすわけですが、こういっては何ですけれども、実際には現地レベルでさまざまな揉め事が起こります。例えば、勤務体制によって米側が制裁措置を課してくることがあるのです。そういったものになると、事実関係を聞き取って、一体それはどうなのだというのを現地レベルで調整しないことには埒が明かないわけがございます。我々、そういうことも考えて、実は、手足というか、現場でそういうことを調整する体制をきちんととっておくのがぜひ必要ではないかと考えているというのが非常に正直なところでございます。

○委員 言葉尻を捉えて誠に申し訳ないのですが、ここでそれぞれの支部の人の配置状況を見てみると、今おっしゃったような、いわば労組との対応だとか、そういうことを各支部、例えば厚生課の人がこれだけで本当にできるのか。提出いただいた資料の中に、本部はそれなりに人は充実しているのだけれども、支部に行った途端にそのようになっているとはとても思えない。

もう一つは、例えば給与計算等々についても、IT化をすればもっと合理化ができるので、逆に言うと、まとめられる部分はまとめて、いわゆる労組対策というのですか、労務対策のようなものだけ専門的にまとめるようなことを考えたほうがずっと合理化できそうな気がするのですが、それはちょっと乱暴なのですか。

○防衛省 お答えいたします。

先ほど申しましたように、これまでかなりの程度の合理化をしていく中で、これは中央、支部、地方も同じぐらいのペースで減らしてきたのです。今、支部のほうで人数が少ない

というお話がございましたけれども、労働者の規模がかなり違うのです。沖縄と横須賀ですが、横須賀は横須賀と厚木を持ちますので、ここが圧倒的に多いという実情がございます。その人数で言いますと、沖縄については七十数人、横須賀については47人ということでかなり投入していますし、他のところも規模に応じた形で配置しているつもりなのですが、それでも減らしてきている影響もあって相当厳しいなというのが私どもの実感ではございます。

ただ、全体の組織の見直しは、今、IT化のようなお話もありましたけれども、それについてはきちんと考えなければいけないという問題意識を持っています。今でも給与計算はかなりコンピュータ化しております。しておりますが、先ほど申しましたように、最後はどうしても出来高を入力していくというプロセスを経ますし、その事実関係の確認等々が手作業になるということもあって、何とかこれぐらいの体制は最低限持ちたいということでございます。

○委員 非常によくわかるのだけれども、基地ごとにそれを置かなければいけないというのが。沖縄の事情はもちろんよくわかりますから、沖縄は多分必要でしょう。しかも、それなりの充実した部隊が必要だろう。だけれども、東京近辺のところは一まとめにしても困ることはほとんどないのではないか。素人考えですけれども、そういう気がします。そういう意味でいうと、まだまだ合理化ができるというのはやはり素人考えなのですか。

○防衛省 先ほど申しましたように、今中期目標期間中でも実はトータルで三十数名ほど減らしていく計画で今やってきていますので、その努力をやめたいとか、決してそういうことを申しているわけではありませんので、それは私どももきちんと考えてまいりたいと思います。

ただ、ものすごく本音で言ってしまうと、むしろ地方の方がきついというのが私どもの感じなのです。

○委員 人が少ないからですか。

○防衛省 はい。業務量に比して、あるいは調整事項に比すと、地方はこれ以上は切れない、これは本音です。先ほど申し上げた本部についてもそれは切ってきておりますけれども、その辺は工夫を重ねてすることによってという思いもあって今検討しておりますが、実は地方の方がきついというのが本音でございます。

○座長 何かありますか。

○委員 これはあくまでも確認ですけれども、日米地位協定で規定されている我が国の義務というのは、国が駐留軍等労働者と言われている労働力を雇用し、提供する、それで米軍が使用するということの範囲ですね。

○防衛省 そうですね。

○委員 ですから、機構でなさっているサービスはそれとは別の文言ですね。関わるということは関わるかもしれないけれども、直接に地位協定に関わっている話ではないですね。

○防衛省 御質問の趣旨がちょっとわかりませんが。

○委員 ですから、日米地位協定で我が国の義務とされていることは、我が国が米軍に必要な労働力を雇い入れることであって。

○防衛省 条文は、4ページをご覧くださいと、地位協定の12条「現地の労務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される」。

「諸機関」というのは、PX（売店）とか、そういうもろもろの諸機関です。

これをどう読んでいるかといいますと、雇い入れて提供し、その福利厚生まで含めた労務管理を日本側がやる、こういうことなのです。

○委員 今の解釈は何らかの文書になっているのですか。米軍がいろいろ言うからいろいろできませんという答えがこの機構にはあるわけです。それさえ取っ払ってしまうと、いかにも合理化ができているのです。最後によって立つときには、米軍が言うから、地位協定があるからできませんと。それがもしなかったら幾らでもできるような業務だと思っているのです。

○防衛省 要するに、日米で安保条約を結んで。

○委員 そういう安保条約を結んでいるということはわかっているし、条文も教えていただきましたけれども、問題は解釈。その解釈がどのように米軍と握られているのですかという質問であって、我々から見れば、それが皆様の「できません」という根拠になっているのです。

○防衛省 これ以上の減量がということですか。

○委員 いえいえ、減量だけには限りません。減量以外の方法もあると思っています。

ですから、確認させていただきたいのは、地位協定の12条を解釈されていると今防衛省がおっしゃったことがどのように米軍と日本国政府の間に握られているのですかということなのです。我々は、それを根拠にされて、できません、できませんと言われて、そうですか、そうですかとなっているのだけれども、この業務だけ裸でよく見ると、申し訳ないが、定型的な業務なので、合理化をしている例は世の中に幾らでもあると思っていますのです。でも、米軍が言うから、できませんと。その根拠はこの12条の解釈ですと。そのように私は理解したので、では、その12条の解釈はどのように米軍と握られているのですか。

○防衛省 12条の解釈といいますか、根拠の条文はこれでございまして、これに基づいて、在日米軍が日本に駐留以来、日本国政府がその事務を果たしてきているのです。

○委員 ということは、日本国当局の事情が変わったので援助の内容も変わりますでいいのですね。

○防衛省 いいえ、それは恐らく。

○委員 恐らくということは、まだこのことは交渉されていないのですね。

○防衛省 ええ。ただ、それを米軍と交渉するということになる。

○委員 非常に乱暴な意見をわかっているからあえて言いますが、防衛政策において今のことを言うことがそんなに大した話ですか。行革にとっては結構大きな話なのです。

○防衛省 すみません。私、御質問の趣旨をよく理解しているかわかりませんが。

○委員 ですから、我々は行革の立場からいろいろな合理化を進めてくださいと。それで、根拠を示されて、数字の話とかをしてきた。いろいろ詰めてくると、最後は地位協定がありますと。地位協定で書いてあると思ったら、そんなに明確には書いていないから、これは解釈ですとおっしゃる。では、解釈は米軍とどのように合意に達していらっしゃるのですか。その解釈は変えられるのですね。

○事務局 解説します。

今、委員から御指摘があったのは、この駐労の労務管理を行うこの機構というのは労務管理サービスと捉えれば、丸々民営化というか、民間法人でもできるのではないか。そういう可能性に対して、いや、アメリカ軍があるから、これは国、あるいは国の出先機関であるこの機構がやらなければいけない。しかも、モラルの高い公務員でなければいけないとかいうふうになっている。その根拠というのは一体何なのだという御質問です。

○防衛省 わかりました。

○委員 私は、それは12条ですねと聞いて、12条は明確には書いていないですねと。

○防衛省 私の説明が不十分だったかもしれません。この仕事を何らかの形で国がやらなければいけない。独法がやるべきなのか、国が直接やるべきなのかというのは、確かにそこは一つ議論があると私は思います。ただ、我々は、国が直接執行しなくてもいいものというのは、独法でやったほうがむしろ合理的だという考え方のもとで今この形にしていると思っているわけでございます。恐らく、民間にもっとさせてしまったらいいではないかという御議論だと思うのです。その点については、先ほどの資料の2ページの下に書きましましたけれども、この労務管理の仕事を非常に安定的にやっとうとすると、例えば争議行為の禁止であるとか、秘密保持とか、兼職の禁止、政治的中立性の確保は国家公務員をつければ満たされていくわけですが、こういった特性をこの業務を担う職員は持っている必要があると考えているわけでございます。このことは、括弧の中に書きましたが、在日米軍自身も非常に強く求めているわけでございます。

先生は、そこは交渉してみたらどうかとおっしゃる。それは法律でできないというわけではないのですけれども、この点については、日本の政府もアメリカ軍も、この業務を担う職員はこういう性格をきちんと持った者にやらせるべきだろうという判断をしているということでございます。

○委員 私が理解できないところが1つあります。今の御指摘のパワーポイントの2ページの資料の「機構の役職員には・・・国家公務員法上の規律を課す必要」というところは、機構の役職員を言っているわけですね。「在日米軍も・・・政府職員のみ」というところで「在日米軍も」と書いているけれども、これは「米軍」の何ですか。

○防衛省 主語です。

○委員 具体的に言うと在日米軍のどの範囲の人たちを指しているのですか。

○事務局 在日米軍からこういう見解が示されたということですね。

○委員 在日米軍がこういう見解を示したという意味ですか。わかりました。すみません。これは私の理解の不足です。失礼しました。

○事務局 私もちょうと助け舟を。

公務員でなければいけないのだとるる書いてあるのです。そこのところに、例えば①から④の規律を課す必要となっているのですけれども、駐労の方というのは争議行為はできるし、秘密保持義務とか、そういうのはないのですよね。実際に働いている駐留軍労働者の方。

○防衛省 駐留軍労働者は争議行為ができますね。

○事務局 ですね。駐留軍労働者は争議行為はできる人でも構わないけれど、機構の役職員にはそういうものは認めてはいけない、そこの理屈の整理というのはできているのですか。

○防衛省 先ほどその実務をちょっと申し上げましたけれども、例えばある人間がどの部署で何時間ぐらい働いているか。そこでこういう事例が起こったからこの人に制裁を課していく。それについて労働者の権利を守る立場からいろいろヒアリングをしなければいけないわけです。事情を聞かなければいけないわけです。そうしますと、米軍の中で一体何がどうなっているのだという話を聞いた上で調整しなくてはならなくなるのです。逆の立場で言うと、米軍はそういうことを秘密保持の義務を持っていない人にべらべらしゃべれない。そういう関係なのです。

○委員 今おっしゃっているのは、労働者よりもこのサービスを提供する機構の職員の方により高い諸々の規律が課せられる必要があるということですね。

○防衛省 今のはそういうことです。

○委員 そういうものなのですか。

○防衛省 ええ。これは実情をよく御説明しないとなかなかあれかもしれませんが、2万6,000人いる駐留軍労働者の中にはいろいろな人がいます。例えば、横田の司令部で通訳をしているようなスタッフは、我々が言うまでもなく、彼ら自身が保秘のレベルをものすごく上げています。争議についても、彼らは恐らく組合に入っていないですからやらないと思います。一方で、基地の警備をやっている人であるとか、飲食店のウエイターをやっている人であるとか、海軍の修理工みみたいな人とか、さまざまな職種がいるのです。その人たち全部に、例えば争議権を与えない、公務員並みの保秘義務を課す、そこまでは彼らは言っていないのです。ただ、それらの人の労働条件を労務管理していく中で、その労務管理をする相手にはその辺は全部話せる人間がいてもらわないと困るのだという考え方なのです。

○委員 そこはよくわかりました。

○事務局 すみません。あと2つあるのです。

同じ2ページのところに「最も高い水準の品性及び勤務態度が求められる政府職員のみにより実施されるべき」という米軍の見解があるわけですが、これというのは昔は

地方政府の仕事だったわけですね。その当時からこういうことを言われていたのですか。それとも、最近、中国も台頭してきて、日本が安保の最前線になって、秘密保持についての米軍の意識が高まって、昔は地方政府の人間がやってもあまり文句を言わなかったけれども、今は国家公務員にやってもらわなければ困るのだというふうに向こうの意識のレベルが上がっているのですか。

○防衛省 お答えします。

別に最近になってというわけではないです。これは昔からだと思っています。機関委任事務でやっていた当時も、一応、地方でも公務員ですから、それなりの身分上の立場は出てまいります。ですから、これは言葉がちょっとあれかもしれませんが、米側は民間にやってしまうというのは勘弁してくれと。簡単に言うと、そういうことを強く思っているわけです。

○事務局 3問目ですが、民間というのは、民間の企業体にまとめてバルクで流してしまうといけないということなのだと思うのですが、期間業務職員、非常勤職員というのを雇うと、それは国家公務員になりますから問題ないという理解でよろしいですね。

○防衛省 はい。端的な答えはイエスでございます。今、期間業務職員というのを二十数名採用しておりますが、今、事務局が御指摘になったように、これは国家公務員の身分を持っていますから、その限りにおいて米側は、あえて言えば渋々かもしれませんが、それはわかったよと言ってくれているということだと思います。ただ、実際に身分を持たないアルバイトみたいな人を入れていくとなると、そこは恐らく米軍との間では、仕事を選びを選んで対策をとってやっていくみたいな論点が出てくるのではないかと思います。

ただ、私どもも全体の業務の合理化自身をやっていかなければいけないという意識がございますので、この期間業務職員はこれまでも工夫をして入れてきておりますけれども、ここについてはどういう形でやっていけばいいのかをさらに研究していきたいと思っております。

○座長 私からちょっと。

一番最初に委員から御質問があった件で、繁閑の差で、給料ですから基本的に毎月毎月出ると思うので、年間の繁忙というのもそうでしょうけれども、月の中での繁忙ですね。特に私は会計士ですので、年間の決算もやるのですけれども、月次決算というのがあります。大体、月末に作業が集中する。最近はそういうのがなくなったのですけれども、月の半分はめちゃくちゃ忙しいのだけれども、後半は遊んでいるとは言いませんが非常に暇だと。それをできるだけ仕事を前倒しにして平準化してトータルの人を減らす、このようなことを最近はどこかの企業でも工夫をしているのです。その点もありますので、データがなければなかなか難しいかもわかりませんが、年間だけではなくて月の中ももしわかればとっていただければと思います。

もう一つは、2万6,000人の労働者の方を管理されているということで、かなり大きな企業の人事部だと言っていると思うのです。そうすると、2万6,000人で300人弱の職員

の方と非常勤の方が二十数名、三百数十名なのですが、この辺の規模感というのはどうなのですか。例えば駐留軍等労働者労務管理機構は300人いて、本部で64人、これは2割。これは労務管理だけではなくていろいろなことをやっていらっしゃるから2割です。これはそうかなと思うのですが、人事だけでそんなにたくさんいらっしゃるわけではないです。そういう目から見て、この300人というのが、民間とはちょっと違うのかもわかりません。そっくりそのままである必要はないと思うのですが、2万6,000人の労務管理で、管理だけではなくて採用もありますから、それも含めてこの300人という規模は改めて考えてどうなのか。もうちょっと減らすことができるのかどうなのか。確かに、ばらばらな地域もありますので、一つでないということもあって、そう簡単ではないと思うのですが、そういう目から見たらどう思われますか。

○防衛省 実は今回、ヒアリングの前に、まさにその規模感というのはどうなのだろうね、三菱重工だとどうなのだろうねという議論を内部でもしていたのですが、にわかには適切な資料がなくて、今日お持ちすることができなかったのですが、直感的には、我々自身の体感的な仕事のあり方から言うと、これぐらいはしょうがないかなと思ってはおります。ただ、御指摘でもありますし、他の組織との比較等々も考えながら、またちょっと検討して、必要があれば資料もお出ししたいと思います。

○座長 我々も死ぬほど働けと言っているわけではなくて、減らすには、仕事を合理化したり、仕組みを合理化していかないと、本当の意味では手を抜くしかなくなってしまいます。手を抜くことは問題なので、仕事のやり方だとか様式だとかシステム化とか、そういうことをやることによって、三菱重工がもっと少なくしているとしたら、多分、そういう観点から少なくしていると思うのです。同じ形のまま減らしたらどこかで矛盾が出てくるといけませんので、多分そういうことも含めて御検討いただければ大変いいかと思えます。よろしくお願いします。

○防衛省 承りました。

○座長 事務局、どうぞ。

○事務局 先ほど防衛省の御説明の中に、アルバイトのような人を雇うのはどうなのかという御説明があったと思うのですが、それはちょっと失礼なような気がするのです。

というのは、今、機構に在籍する職員の方は、もともと都道府県の非常勤職員で入った方がいるわけです。そういった人たちはアルバイト的と評価したらいいのかどうなのかというのはあるのですが、そういう方でも事務的な能力が高い人というのはたくさんおられるわけです。機構の業務を見たときに、私も現地で見せてもらいましたが、給与の計算の業務について言うと、就業記録が米軍から提出されてきて、それをチェックするのに時間がかかるのですという話であったり、英文で提出されるから、それを翻訳するのに時間がかかっているのですとか、非常に非効率なことをやっていると思うのです。給与の人は給与だけ、福利厚生の方は福利厚生だけ、でも、一般の会社とか役所であれば、そんな業務はみんな一人の人がやっていたりするわけです。そういったものをわざわざ課

まで置いて別々にやっていることの非効率というのは、非効率の程度が大きいと思うのです。

あと、機構の職員の構成を見ても、防衛省から来られている人が半数も占めている。別に機構に長くいなくてもできるような事務なわけです。そういうことを考えると、機構の職員の方というのは、先ほど話がありましたけれども、非常勤職員の方であれば、選別をすればちゃんと働いてくれる人もいるわけですし、国家公務員という位置づけが得られるわけですから、米軍の意向もそんなに損なうことはないと思うのです。そういう業務の性質、あと、業務の繁閑ということもありました。これも一つ一つ見せていただくと、やはり隙間があるなど思えるようなものがあるのです。そこは、現在、効率化はこれで限界ですと言うのではなくて、そういう非常勤職員にシフトすることにもっとチャレンジしていただいたり、内部組織をスリム化することにチャレンジしていただきたいのです。

あと、経営層のこともお話がありました。機構になる前の幹部職員の人数と今の機構の人数を比べると、やはり膨れ上がっているという印象を受けるわけです。そういったところにもきちんとメスを入れて御検討いただきたいと事務局からお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○防衛省 ありがとうございます。もし、私の説明が誤解を招いたとしたら大変遺憾でございます。決して、組織の見直しに全く取り組まないと断言しているつもりもありませんし、期間業務職員についてそのさらなる活用を検討していきたいと思っています。

ただ、先ほど、アメリカがどういうことを言っているかということを経脈で御説明しましたのと、私がアルバイト的と言ったのは、期間業務職員ではなくて完全に公務員の立場ではない人間を雇うとなかなか厳しいという趣旨を申し上げたつもりですので、そこは誤解を招いたとしたらお詫びを申し上げます。

いずれにしても、御指摘は私どもも重々承知をしておりますので、そこはさらにきちんと検証、検討してまいりたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。

いずれにしても、合理化するには、米軍からの資料の出し方ですね。出すタイミングとか、そういうものを御協力いただかないとなかなか難しいところもあるかも知れませんが、お願いできるところはして、ぜひ効率的にやっていただいて、サービスの質を上げていただきたい。決して質を落とすということではなくて、さらに効率化して上げていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○防衛省 ありがとうございます。さらに取り組みたいと思っております。

○駐留軍等労働者労務管理機構 すみません。機構でございます。私の観点から一言申し上げさせていただければと思っております。

私、今こうして現場をあずからせていただいて、うちの仕事というのはどういうことかという、私は職人芸だと思っているのです。それはどういうことかという、先ほどいろいろ御質問もございましたけれども、各基地が違っているということは軍種が違うとい

うことなのです。陸・海・空・海兵の4軍というのはやり方が相当違うのです。彼らの伝統もありますから、これは調整してくれとかそういう話ではない。各基地のそばに各支部がありますけれども、細かいところは各支部でやり方が違うのです。これは相手の軍種に合わせますから。コンピュータにインプットしてしまえば、後は非常に合理化されるのですけれども、インプットするまでの作業が。3年前も、そんなのは米軍と話し合っ様式を統一してもらえばいいではないかという御議論がありましたけれども、それができたらあまり苦労しないのです。そういうことがあって、うちはできてまだ日が浅うございますので、私は10年タームで、とにかく専門家を育てたい。米軍はそこをプロフェッショナルリズムとか、プロフェッショナル集団ということで非常に高く評価してくれています。

ちょっといい機会なので御披露させていただきたいのですが、去年、座間支部でうちの職員2人が米陸軍から勲章をもらったのです。普通、配置が変わるときに感謝状をもらったりすることはしますけれども、勲章をもらったというのは私も初めて聞きまして大変驚いたのです。私どもがやっているのは単純な作業ではなくて、雇用環境とか、文化とか、言語が違うその間で何とか折り合いのつくところをちょこちょこ探して、何年もベテランでないと。先ほど御指摘ありましたけれども、まだ10年ですから。うちの職員は、今、一番上は係長なのです。あと、上のほうは防衛省のほうから出向で来ていただいているのですけれども、あと10年経って、うちの連中がかなり中堅どころで仕事をしてくれるようになったら随分よくなるのかなと楽しみにしているのです。

すみません、もうちょっとだけ。米軍が何でそのように評価してくれるかということ、彼らがそうなのです。米軍でうちの労働者の関係の仕事をしている人は、軍人ではなくてシビリアンなのです。軍人は大体2～3年で帰ります。

この前、秋にリタイアされて帰られましたけれども、横田の前の担当、取りまとめの方は30年以上この仕事ばかりやっているのです。30年のうちの10年以上日本にいるのです。今の方も20年近くやっている。彼らがそうだから、こちらも2年ぐらいで頻繁にかわってまた一からというのではなくて、何十年もやった人を高く評価してくれるのだらうと思います。そういうことで、私、ぜひそういった専門家集団を養成しようと思って一生懸命やっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○座長 ありがとうございます。ぜひ、理事長のリーダーシップのもとに、質の高いサービスを提供していただきたいと思います。

ただ、申し訳ないですけれども、効率化というのは切りがない話なので、そこも含めて努力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局はこれでよろしいですね。

それでは、これで駐留軍等労働者労務管理機構のヒアリングを終わりたいと思います。防衛省及び法人の皆様方におかれましては、御対応いただきまして大変ありがとうございました。

なお、必要に応じて追加的にヒアリングを行うことや追加の資料提出をお願いすること

があり得ますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、御退室いただきたいと思います。ありがとうございました。

(説明者退室)

○座長 以上で、本日のヒアリングは全て終了いたしました。本日のヒアリングを踏まえ、各法人の主要論点における本ワーキングとしての現時点の意見は、国際協力機構と国際交流基金共通としては、海外事務所の共用化、ワンストップサービス等の取り組みについてということで、国際業務を扱う独立行政法人の海外事務所の共用化、または近接化を機能的統合ということを意識して引き続き実施し、法人間の事業連携の強化を行っていくことが必要であるということを確認いたしました。

国際協力機構につきましては、業務実施体制についてより効率的・効果的かつ適正に ODA が実施されるよう、海外事務所におけるコンプライアンス体制を強化するとともに、海外事務所における JICA 職員の技術協力の専門家としての役割の強化を図るための取り組みを求めていく。

国際交流基金です。これは組織形態についてですが、本部事務所の共用化の早期実施及び国際観光振興機構との統合も視野に入れた検討を引き続き行うことを求めていく。

駐留軍等労働者労務管理機構につきましては、業務実施体制及び組織体制についてですが、定型的かつ比較的短期間で完結する業務が主体であることから、期間業務職員を活用した業務体制へのシフト、支部の課組織の廃止によるフラット化及び管理職構成の見直し等による業務実施体制の徹底した効率化を求めていく。

○座長 では、よろしいでしょうか。本日の会合はこれで終了したいと思います。委員の皆様には、長時間にわたり御対応いただきましてありがとうございました。